

## 法人役員の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛美園の役員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選定委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときには、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

### (監事の報酬等)

第4条 監事が理事会に出席したときには、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬を支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (評議員の報酬等)

第5条 評議員が評議員会及び理事会に出席したときには、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、評議員会に出席し、同日にあわせて理事会を行った場合であっても、本条次項の報酬を支払わないものとする。

2 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設への評議員業務を行った場合には別表2の報酬を支払うことができる。

### (評議員選定委員の報酬等)

第6条 評議員選定委員が評議員選定委員会、理事会及び評議員会に出席したときには、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、評議員選定委員会に出席し、同日にあわせて理事会又は評議員会を行った場合であっても、本条次項の報酬を支払わないものとする。

2 評議員選定委員が評議員選定委員会以外の日において、法人及び施設への評議員選定業務を行った場合には別表2の報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第9条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日より適用する。

この規程は、平成26年4月1日より適用する。

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

#### 社会福祉法人愛美園役員報酬規程別表

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会、評議員会、評議員選 定委員会出席報酬等	5,000 円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	7,000 円
理事業務報酬等	5,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円
評議員業務報酬等	5,000 円
評議員選定業務報酬等	5,000 円

別表 3 (日額)

	報 酬	旅 費
出 張	5,000 円	実 費

